

令和元年11月号

### 特



### 子どもを守る— 児童虐待防止への取り組み

2018年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、16万件に迫る勢いとなり、 過去最高を更新しました。また、児童虐待により年間約80人もの子どもが死亡するなど、重篤な 児童虐待事件も後を絶ちません。厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、児童 虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンの啓蒙活動や、イベント実施を推進しています。

今回の特集では、改正児童福祉法や今後の課題について学識者に解説していただくとともに、児童 虐待防止に取り組む都市自治体の事例をご紹介します。

寄稿 1

### 都市が担う児童虐待防止対策

大分大学福祉健康科学部教授 相澤 仁

寄稿2

子ども家庭総合支援拠点の設置と 児童虐待防止の取り組み

千歳市長 山口幸太郎

寄稿 3

子どもにやさしいまち 西東京市を目指して 西東京市長 丸山浩一

寄稿 4

「子どもたちには、人生最高のスタートを」 切れ目のない支援で虐待防止に取り組む



# 都市が担う児童虐待防止対策

大分大学福祉健康科学部教授

相澤か

仁<sup>ま</sup>さし



# 児童虐待の現状

増 の内容別では「心理的虐待」の割合が最も多く に比べて約13・7倍になっている。 相談対応件数(速報値)は、15万9850件と 加しており、 平成30年度における児童相談所の児童虐待 平成11年度(1万1631件) 虐待相談

159.850

122.575

事件が続いており、 であった。さらに、 死亡と考えられる「0日児」の割合は19・1% 合は47・9%、中でも生後24時間に満たない 779人であった。そのうち、 よると、 での児童虐待による死亡事例等の検証結果に 校等」(7%)からの通告が多くなっている。 25·2 %)° (50%)、「近隣知人」(13%)、「家族」(7%)、「学 55 3 %) また、 周知の通り児童虐待による痛ましい 心中以外の虐待死は735例 次いで「身体的虐待」の割合が多 相談経路においては、「警察等 第1次から第15次報告ま 3歳児以下の割合は77 「0歳児」の割 で

妊娠 受診の状況が25%強に見られている(第3次 までの累計)。 報告から第15次報告までの累計)。 39・1%であった(第2次報告から第15次報告 る地域社会との接触がほとんど無い事例は 加害者の割合は「実母」が55・1%と最も多 妊娠期・周産期の問題では、 / 計画していない妊娠、 妊婦健康診査未 予期しない 家庭にお

図

180.000

160,000 140,000

120,000

100,000

80.000

60,000 40.000 20,000

> 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

-88,931-

66,701 73,802

注:平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

2%を占めていた。

56,384 59,919

は 深刻化していると言わざるを得ない このような現状にあり、

児童虐待について

### 抜本的強化について 児童虐待防止対策の

徹底・ て」を決定している。 を策定、さらには本年2月に「『児童虐待防止 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」 けた緊急総合対策」を決定したほか、 成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向 対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる 会議においては、 政府の児童虐待防止対策に関する関係閣僚 「児童虐待防止対策の抜本的強化につい 強化について」を決定、そして同年3 こうした現状を受けて、 同 年 12

加え、 虐待の発生予防 ラインの策定、 る改正法の案として国会に提出された事項に 増員や処遇改善、 その抜本的強化策の内容としては、 体罰の範囲や考え方などに係るガイド 妊婦への支援の強化など児童 ・早期発見、 市町村の体制強化、 児童福祉司など 後述 関係

### 特集

措置を講ずるものとする。

設整備、

人材確保・育成の支援等の措置を講

う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の

推進などである。 機関間の連携強化、 保護者支援プログラムの

# 改正児童福祉法などの内容

成立し公布されたのである。 ための児童福祉法などの改正法案を第198 的強化を実施するため、児童虐待を防止する 回国会に提出し、 政府は、こうした児童虐待防止対策の抜本 審議の結果本年6月に可決

外)は以下の通りである。 3 厚生労働省作成資料によると、 検討規定その他所要の規定の整備は除 改正の概要

防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】 長等についても同様とする。 えてはならないこととする。 ①親権者は、 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の 児童のしつけに際して体罰を加 児童福祉施設の

の安全確保を明文化する。 ②都道府県(児童相談所)の業務として、 児童

に配慮するものとする。 る場合においては、その児童の状況・環境等 ③児童福祉審議会において児童に意見聴取す

### 2 連携強化等 児童相談所の体制強化及び関係機関間の

①都道府県は、 児童福祉法] 児童虐待の防止等に関する法律、 (1) 児童相談所の体制強化等 【①・ 時保護等の介入的対応を行 それ以外は ⑥ ・ では

> ②都道府県は、 のとするとともに、 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うも 助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、 の法律関連業務について、 児童相談所が措置決定その他 児童相談所に医師及び保 常時弁護士による

評価を行うことにより、 ③ 都道府県は、 に努めるものとする。 児童相談所の行う業務の質の その業務の質の向上

健師を配置する。

により、 件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化 ⑤児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要 準を標準として都道府県が定めるものとする。 応件数等を総合的に勘案して政令で定める基 ④児童福祉司の数は、 職員の資質の向上を図る。 人口、 児童虐待相 談対

め、 を行う場合は、児童虐待の再発を防止するた ⑥児童虐待を行った保護者について指導措置 行うよう努めるものとする。 医学的又は心理学的知見に基づく指導を

庭環境を明文化する。 ようとするときの勘案要素として、 ⑦都道府県知事が施設入所等の措置を解除し 児童の家

(2)児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、

②・③は改正法附則)

び特別区が児童相談所を設置できるよう、 ②政府は、 ①児童相談所の管轄区域は、 て都道府県が定めるものとする。 会的条件について政令で定める基準を参酌し 施行後5年間を目途に、 人口その他の社 中核市及 施

ずるものとする。

のとする。 公共団体その他の関係団体との連携を図るも その支援を講ずるに当たっては、 関係地方

③政府は、 要な措置を講ずるものとする。 育成の支援の在り方について検討を加え、 を巡る状況等を勘案し、 施状況、 児童相談所の設置状況及び児童虐待 施行後5年を目途に、支援等の実 施設整備、 人材確保

# (3)関係機関間の連携強化

する法律 者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関 虐待の防止等に関する法律、 【①は児童福祉法、 ②~④・⑤の前段は児童 ⑤の後段は配偶

所、 ②国及び地方公共団体は、関係地方公共団体 に努めなければならないものとする。 相互間並びに市町村、児童相談所、 よう努めなければならないものとする。 ①要保護児童対策地域協議会から情報提供等 医療機関の間の連携強化のための体制の整備 の求めがあった関係機関等は、これに応ずる 配偶者暴力相談支援センター、学校及び 福祉事務

等を講ずるものとする。 提供を行うとともに、 ③児童虐待を受けた児童が住所等を移転する 所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報 場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談 かに情報交換を行うことができるための措置 相談所長は要保護児童対策地域協議会が速や 情報提供を受けた児童

④学校、 教育委員会、 児童福祉施設等の職員

する。 童に関する秘密を漏らしてはならないこととは、正当な理由なく、その職務上知り得た児

③DV対策との連携強化のため、婦人相談所 ののとする。 のののとする。 ののののののでは、児童虐待の早期発見に努めることとし、 のでは、児童虐待の早期発見に努めることとし、 のであれば、配 のでは、児童虐待の早期発見に努めることとし、 のであれば、配 のでは、別 のであれば、別 のであれば、 のでは、 のであれば、 のであれば、 のであれば、 のでな。 のでな。 のでな。 のでなる。 のでな。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 のでなる。 

日、2(2)①は令和5年4月1日)である。(1)②及び⑤の一部については令和4年4月なお、施行期日は令和2年4月1日(2)

# 専門的人材の必要性と育成策

ح 観的なアセスメントを実施する必要があるこ 関係なく介入しなければならない場合があ て形成されてしまった保護者らとの対立関係 なること。その場合には、強制的介入によっ 保護など強制的介入を実施することが必要に を発生させることになる。また、 ることにつながり、 のためにも虐待リスクに関してより的確で客 基づいて被通告である保護者らの意向などに 育成相談など他の相談とは違い、 修復を図り、 児童虐待相談に適切に対応するためには、 これをおろそかにすると重大な事例に至 適切に実施しなければならないこと。そ 保護者らの意に反して立入調査や一時 信頼関係を築き、 最悪の場合には死亡事例 状況によっ 通告などに 相談援助

ある。関係の構築を図らなければならないことで

要としているのである。
とを統合して形成されている専門的人材を必談援助関係の構築が求められている支援機能には、対立構造を生じる介入機能と良好な相にのような専門的な対応を適切に図るため

修システムによる育成は言うまでもない。 特に特化したソーシャルワークについて修得 中間)と同程度の児童虐待に特化したソー シャルワーク研修課程が必要である。また、 シャルワーク研修課程が必要である。また、 人事交流による他の自治体での実務研修を受 けることも考えられる。もちろん、職場におけることも考えられる。との けるのJT、OFF-JT、SDSなどの研 けるのJT、OFF-JT、SDSなどの研 けるのJT、OFF-JT、SDSなどの研 けるのJT、OFF-JT、SDSなどの研 けるのJT、OFF-JT、SDSなどの研

すべきである。

門性を形成することが必要である。
ては、事前に集中研修を受けるなど一定の専などに配属されるソーシャルワーカーについ

### 今後の課題

課題を一つ取り上げることとする。が、ここでは、紙幅の関係からその中の重要的強化を打ち出しており、種々な課題がある

化である。具体的には、家族療法事業、その課題の一つは、補完的な支援の充実強

設して、家庭養護の有効活用についても検討 た事業にショートステイー里親などの類型を創 になるケースが出てくる。そして、こうし た事業にショートステイ里親などの類型を創 能になるケースが出てくる。そして、こうし た事業にショートステイ里親などの類型を創 がよびるケースが出てくる。そして、こうし た事業にショートステイ里親などの類型を創 になるケースが出てくる。そして、こうし た事業にショートステイ里親などの類型を創

では、海水域を代替養育(社会的養護)機能とすれば、在宅支援機能と代替養育機能が混合したいる汽水域の機能を充実・強化することが必要であるということ。わが国では、この汽水域の事業が不十分なために、子どもや家庭のニーズに対応したソーシャルワークを展開することができづらいのである。

を展開できるようにすることが必要である。 き属開できるようにすることが必要である。 きョンで提言されている「ショートステイ里親」「一時保護里親」「親子(母子)を対象にして、養育支援を行う親子里親」などを創設して、養育支援を行う親子里親」などを創設して、意介を成である補完機能を充実強化し、子どもや家庭のニーズに対応したソーシャルワークを展開できるようにすることが必要である。



# 子ども家庭総合支 取 〈援拠点の設置と 組 み

千歳市長 (北海道)

### はじめに

都市である 道路など陸・空の交通アクセスや生活の利便 空の玄関「新千歳空港」をはじめ、 性に優れた都市環境が調和する道央圏の中核 の豊富な自然に囲まれた住環境と、北海道の に位置し、国立公園支笏湖や清流千歳川など 千歳市は北海道の道央圏、石狩平野の南端 鉄道・高速

が入れ替わっている。 係者の異動により、 隊基地1カ所があり、これら企業と自衛隊関 ともに、陸上自衛隊駐屯地2カ所と航空自衛 また、250社を超える企業が立地すると 毎年約6000人の市民

0)

9万7410人で、その内18歳未満の人口は 1万5963人である。 令和元年10月1日現在、 本市の 人口 は

42・9歳で、北海道で最も若いまちでもある。 ここ5年間で人口は約2000人増加して 道内でも数少ない人口増加都市である。 平成27年の国勢調査では、 平均年齢

## 関係機関との連携 子ども家庭総合支援拠点設置と

相談、 を設置した。 妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、 れぞれ設置した。その後、 ワーク協議会(以下、 議会である「千歳市要保護児童地域ネット 談室」、平成17年には要保護児童対策地域協 家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」という)」 に道内自治体の第1号として「千歳市子ども 祉法の改正に伴い、子どもとその家庭および 他の必要な支援を行うため、平成29年4月 本市では、昭和60年に「千歳市家庭児童相 調査、指導、 関係機関との連絡調整そ 「要対協」という)」をそ 平成28年の児童福

整担当専門職として、児童相談所の所長経験 うことなど、 クによる指導・助言、関係機関との調整を行 専門的な相談対応や継続的なソーシャルワー 本市では、年々増加する児童虐待等に係る 支援拠点の設置に合わせて、 市の役割が強化されたことを受 要対協の調

> 7 % まで家庭内に潜在していた虐待の芽を、 その保護者を見守り観察することで、これ 普段から子どもと接している関係者の虐待 関に通報するようになったとも考えられる 件が大きく報道されるようになり、子ども 的虐待」が2件で0・9%となっている。 ており、 225件で、平成28年度と比べ78件増加 に対する意識が向上し、注意深く子どもや 民が、警察や児童相談所をはじめ、 加の背景には、子どもの虐待による死亡事 が、それ以上に、学校や幼稚園、 の泣き声や大人の怒鳴り声を聞いた一般市 ており、 133件で最も多く、 虐待の種類別件数は、「心理的虐待」が 者を「専門官」(非常勤)として配置した。 本市の平成29年度の児童虐待相談件数 「ネグレクト」が39件で17・3%、 続いて「身体的虐待」が51件で22・ 全国と同様、 全体の59・1%を占め 増加の傾向にある。 保育所など、 関係機



たことが、

虐待相談件数の増加につながっ

篤化する前に発見し対応できるようになっ

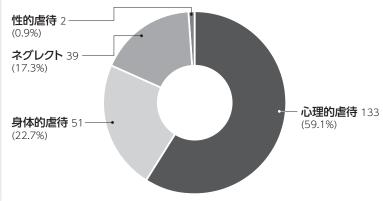
過去3年間の種類別児童虐待相談件数 図1

	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
H29	133	51	39	2	225
П29	59.1%	22.7%	17.3%	0.9%	100.0%
H28	107	26	14	0	147
ПZО	72.8%	17.7%	9.5%	0.0%	100.0%
H27	72	28	3	1	104
	69.2%	26.9%	2.9%	1.0%	100.0%

児童虐待種類別相談件数 (平成29年度)

三つに分類し、

それぞれ



や核機 庭に 事務職員1名、 童相談係長 市内の認定こども園 を予防する観点から、 報共有を行うなど綿密な連携を図っている。 係機関は、 会福祉士、 「教育委員会青少年課・学校教育課」などの関 また、 前述した「母子保健課」や「こども療育課」、 つい て、 本市では、 精神保健福祉士、 いずれも要対協に属しており、 (保育士)、 児童 の7名体制となっている。 虐待 就学前の子どもとその家 こども家庭課と保健所、 家庭児童相談員3名 幼稚園等との協働によ や不適切な養育の発生 保育士(非常勤)

情

要対協 関を担

0

調整機関並びに、

支援拠点の

る

「おや?おや?安心サポ

庭児童相談室

(こども家庭課)

は

IJ

っている。

る側

0

1 家

ズに応じ

細 か

11

体制を整え など相談す

こととしており、 委員会青少年課·

対象年齢 たきめ

や分野

が、

妊 産婦

乳幼児については母子保健課

が子どもに関する相談を幅広く受けてい

たものと考えている。

職員は、

室長

(課長)、

専門官

(非常勤)

児

社

が

本市

では、

家庭児童相談室(こども家庭課

発達に心配のある児童についてはこども療育

学校生活や教育上の悩みについては教育

学校教育課がそれぞれ扱う

るおそれ は、 点検を行い、 らなる 具 会議では、 トシステム」を導入している。 して 雅園: 疑いあり を要すると判断した場合に や保護者を対象に36項目か 体的には、 虐待の兆候などに関 ス検討会議を開催して 提 経過観察票をこども家庭 いる。 7 等におい 出 あり 経過観察表」 いる ケ ②将来虐待にな ĺ 個 相談機関との 認定こども園 」「③養育問題 が虐待は 要 スを 別 て、 対 協 全ての 一に基づ ①虐待 -ス検討 0) ない 個 する 対 别

> 育支援訪問事業」 策として、 や 安を抱く養育者に重層的 養育者の不安軽減等を目的とした「カウンセ たペアレントト ケースに合わせた支援を行うこととしている。 ッ ある相談が少なくないため、 その グ 、プ講座」、 そのまま放置すると虐待に移行する恐れ 他 等の実施により、 養育能力の向上・改善を目的と 子育てに悩みや不安を抱く 在宅養育を強化するための レーニング ゃ 「ショ な支援を行うことで ートステイ事業 子育ての 「子育てス 具体的な支援 が悩みや 丰 柏 養

院の予防や再発の抑止に積極的に取り組

### 千歳市の児童支援体制(イメージ図) 図2 子育て世代包括支援センター (ちとせ版ネウボラ) 低 担当:保健福祉部母子保健課 切れ目なく連携 千歳市要保護児童地域 ネットワーク協議会(要対協) リスクの程度 千歳市子ども 支援拠点中核機関 家庭総合支援拠点 要保護児童対策調整機関 (相談・支援、サービスの提供) 担当: こども福祉部こども家庭課 類型:小規模B型 認定こども園等、学校・教育委員会 役割分担・協働して支援を実施 民生児童委員、児童養護施設 医療機関、警察 北海道中央児童相談所 高

図3 おや?おや?サポートシステム対応フロー図 認定こども園等施設内での対応 報告しない場合 経過観察票のチェック • 対応方針に基づく対応 (継続し ・対応方針の検討及び報告の要否を判断 た経過観察など) 報告 (持参又は郵送) 千歳市こども福祉部 こども家庭課児童相談係 経過観察票の受付 内容に虐待が疑われる場合 • 受付時に経過観察票の内容を聞き取り ・ 虐待事案として別に対応検討 • 関係機関から情報収集 (「おや?おや?」から外れます) • 要対協個別ケース検討会議の日程調整 必要に応じて、要対協個別ケー ス検討会議を開催 要対協個別ケース検討会議 • 対象家庭の状況整理 • 今後の支援方法、関係機関の役割分担、支援期間な 状況整理の中で どを協議し、状態を判断 新たな情報に虐待が 疑われる場合 将来、虐待になる 養育問題はあるが、 虐待事案として、こ 恐れがある 虐待はない ども家庭課に持ち 帰り、あらためて対 応を検討するため、 会議では情報共有 ・認定こども園等 • 市母子保健課 のみ実施 • 千歳保健所 ・こども政策課 あらためて要対協個 別ケース検討会議を 開催する可能性あり こども家庭課 (モニタリング担当)

行うなど、 談員が同行するとともに、 ケースの児童福祉司面接に本市の家庭児童相 支援拠点の運営に当たっては、 (以下「児相」という)と連携し、 作の巡回 本市を管轄する北海道中 常に連携して対応してい 童およびその 相談 の調整、 家族に対する支援を 児相から打診を受け 発達相談に関する ほとんどの 平成28年10 央児童相談 ている。 育 疑

児相

防止や早期発見に大いに役立っていると考え 月に支援拠点の設置に先立って整備した 連携体制を構築できたことは、 て世代包括支援センター」 との切れ目 虐待の 未然 子 0)

でいるところである。

援内容を検討することができ、 と早期の段階で情報共有することにより、 特に、 . の ある家庭などに対しては、 養育不安を抱える家庭や軽度の虐待 本市が実施し 関係機関 支

ら

促 7 向かったケースも少なくない 進により、 いる各種子育て支援サー 重篤な虐待に至ることなく改善 ビスの紹介や利用

ている。 よって、 した専門的知見からの れ、 さらに、 家庭児童相談室の機能強化につなが 本市の担当職員の 専門官による、 適切 スキル 豊富な経験を生 な助 言 アップが 指導に 図

### 今後の取り組み

本市では、虐待案件への適正かつ迅速な対 あらためて児童虐待防止に向けた 民生委員、 意識の向上を図ったとこ 児童委員など、 警察、 認定こども園、 病院などの 要対協 要対

ため、 ろである。 協の実務者会議の中でマニュアルの活用講 動に移していただけるようさらに周知啓発に れる場合には、躊躇することなく通報等の く市民に児童虐待への理解を深めていただく 共通認識の確認と、 を実施し、 医療機関、 小中学校などの教育機関、 応を行うため、「千歳市児童虐待対応マニュ ダイジェスト版を作成し、 構成団体・機関に配布するとともに、 ル」を昨年12月に作成し、 今後は、 このマニュアルを基本とした市民向 要対協の関係機関だけでなく、 児童虐待が疑 広

力を入れていく。

# 西東京市を目指して 子どもにやさしいまち

西東京市長(東京都)



### はじめに

要衝で、都心へのアクセスに適し、早くから とから、主要幹線道路が東西に横断し、鉄道 現在も増加傾向が続き、最新のデータ(令和 併による新市「西東京市」が誕生した。 当時の として、旧田無市・旧保谷市の都市型対等合 蔵野の面影を色濃く残し、東京23区に隣接す 東京の住宅都市として発展を続けている。 も市域の北側と南側とに2路線が走る交通の し、旧青梅街道の宿場町として栄えていたこ 元年10月1日現在)では20万4658人に達 る地域としては多くの緑地が存在している。 人口は17万9710人、18年以上が経過した 平成13年1月、21世紀に最初に誕生する市 また、比較的水利に恵まれた地域のため武 西東京市は、 武蔵野台地のほぼ中央に位置

世界最大級のドームと高輝度LEDを採用し たプラネタリウムが自慢の「多摩六都科学館 市内には、本市を含む近隣5市で運営する

> ちである。 あり、新旧の魅力をあわせ持つ活気のあるま を受けた縄文遺跡である「下野谷遺跡」などが 南関東最大級の規模を誇り国史跡の指定

# 本市のまちづくり

進めている。 まち「健康」応援都市を目指したまちづくりを ち全体の健康を市民とともに考え、支え合う 設された「健康都市連合」に加盟し、市民のこ 関)西太平洋地域事務局の呼びかけにより創 そして平成26年7月にはWHO(世界保健機 ころやからだの「健康」はもとより、地域やま 本市では、平成23年に「健康都市宣言」を、

代の活動・交流の促進」「健康なライフスタイ 果指標や「健康」応援都市の実現に向けた取り 断 組みをさらに加速化するために、施策を横 基本計画では、主要事務事業や施策ごとの成 て健康都市プログラムを設定し、「多様な世 本年3月に策定した第2次総合計画・後期 ・連携して主要事業に取り組む仕組みとし

した。 ある拠点づくり」の三つを柱に進めることと ルづくりの促進」「暮らしの価値を高める魅力

『「健康」応援都市の実現』を踏まえた検討を進 め、同時期に策定した。 ついても、 よび教育計画といった、主要な分野別計画に ン、男女平等参画推進計画、環境基本計画お 文化芸術振興計画、産業振興マスタープラ また、総合計画とあわせて地域福祉計画 本市のまちづくりの基軸である

指していくこととなる。また、教育計画に定 とで、引き続き、「健康」応援都市の実現を目 有し、部局横断的に進めている。 いて、総合教育会議で取り組みの方向性を共 大綱を策定し、いじめ・虐待の対策などにつ める基本方針を踏まえ、新たな教育に関する これら総合計画、分野別計画を推進するこ

児童虐待防止の取り組み

平成26年7月、 市内において、父親から

### 特集

として提起された。

宅で自死するという、 日常的に虐待を受けていた中学2年生が自 大変痛ましい事件が

かった。 と福祉の連携を図りながら支援することも、 支援センターに通告や相談がなされず、 この生徒の自死を未然に防ぐこともできな 認したが、所管する児童相談所や子ども家庭 いて2回、 この事件では、当該生徒が通う中学校にお 父親の暴力による生徒のアザを確 教育

児の成育歴、 する感受性を十分に高めていなかったこと\_ があったにもかかわらず、 織体制が構築されていなかったこと」が課題 るための校内及び他機関等との連携による組 摘された。また、当該校において「児童虐待 括的な視点』が養われていなかったこと」が指 リティ等を総合して児童・生徒を理解する『包 「子ども・保護者・家庭の要因について、本 教職員が児童虐待防止研修等の計画的な実施 至った当該校における課題・問題点として、 について多面的・多角的な検証を行った。 グ調査等の実施により、 に特化して日常的に情報連携、 同委員会の調査報告書では、 家庭環境、 本児・親のパーソナ 本事案の発生要因等 「児童虐待を認知 行動連携を図 事案発生に

# の対応策 教育委員会・学校での子どもの虐待リスクへ

防止するためには、学校での子どもの虐待リ 当該校の課題・問題点は、 くりを行う必要があった。 スクへの気付きを確実にするための仕組みづ も存在し得るものであり、 検証により明らかになった本事案における 本市のどの学校に 類似事案の発生を

置の充実も行った。 シャルワーカーの配置時間の拡大等の人的配 虐待に関わる学校情報のデータベース構築 る感受性等を高める教員研修の実施や、 ど、児童虐待防止に関わる各学校の対応方法 の学期1回の実施、学校生活台帳の充実な 回の実施や児童虐待防止に関わる外部委員会 スクールアドバイザーの配置やスクールソー の明確化を進めたほか、児童虐待防止に関わ 教育委員会では、 児童虐待防止に関わる校内委員会の月2 調査報告書の提言に従

検証委員会」を設置し、関係者へのヒアリン 長とする「西東京市立中学校生徒の死亡事案 理職や外部の専門家で構成し、副市長を委員

本市は、事件発生後、

庁内の関係部署の管

ついて、 ども家庭支援センター、 連続して欠席し連絡が取れない児童・生徒に 表の流れに沿った対応を行うほか、 徒の生命・身体に重大な被害が及ばぬよう下 あった。この「西東京ルール」では、 関わる対応の方法「西東京ルール」の明確化が 由がなく連続して欠席している児童・生徒に しながら、 能性があるとの認識の下、 さらに特筆すべき対応としては、正当な理 虐待や犯罪等の被害に遭っている可 迅速かつ組織的な対応を行うこ 警察等と連携・協力 市教育委員会、子 児童・生 学校は

> と、 だわることなく、 高い事案を把握した際には、 また、特に危険が切迫している可能性が 警察や子ども家庭支援セン 対応の流れにこ

### **亚卡宁** 11 リルトスサウのボン

表	四果泉ルールによる灯心(	)流れ		
欠席日数	学級担任等の対応	管理職の対応	教育委員会の対応	
3日連続	管理職に報告を行う。	※緊急性があると判断した場合	学校からの報告に基づき、必要	
5日連続	家庭訪問を行い、児童・生徒に直 接会うことで、欠席の状況を確認 する。	統括指導主事及び子ども家庭支援センターに報告する。	な指導·助言を行う。	
7日連続	家庭訪問を行ったが、本人と直接 会うことが出来なかった場合や児 童・生徒の状況に緊急性を感じた 場合は、その旨を管理職に報告 する。	左記について、学級担任等から 報告を受けた場合は、スクールア ドバイザーに報告する。	学校から詳細を聞き取り、必要と判断した事案については、教育委員会内に統括指導主事を中心とした対応チームを設置する。本チームは、情報収集及び対応策についての協議を行うとともに、欠席日数が、10日連続になる日を目途に、警察等に報告する。	

ター等に直ちに報告し、協働して対応を図る

# 地域における関係機関相互の連携強化

であった点が明らかとなった。 た点とともに、関係機関相互の連携が不十分 いた点、児童虐待に関する啓発が不足してい に関する相談方法・窓口等の周知が不足して 地域協議会における問題点として、児童虐待 ている」との意見があった。要保護児童対策 保護者と学校の関係が悪くなることを懸念し からの通告であると分かった場合、その後の 学校としてどのように対応したらよいか不安 ども家庭支援センターに連絡・相談した後 に感じることがある」「児童虐待の通告が学校 事案発生後の調査では、 小・中学校から「子

支援センターへの相談件数(虐待以外の内容 25年度は62件であった学校からの子ども家庭 発に取り組んだ。これらの効果として、 開催や子どもが自ら相談できるような普及啓 る出前講座や児童虐待防止支援員養成講座の 現場の課題が話し合える仕組みづくりを進め 要保護児童対策地域協議会を活用した、より ともに、「顔の見える関係づくり、を目指し、 リーチを行うことによって連携強化を図ると センターでは、 そのような課題を受けて、子ども家庭支援 併せて、住民や支援関係者の意識が高ま 平成27年度には240件と約4 関係機関への積極的なアウト

> 倍となったほか、 が進んだ。 同センターの活動の活性化

# 子どもにやさしいまちづくり

こと、 健やかな成長及び発達並びにその自立が図ら 切に養育されること、その生活を保障される 童の権利に関する条約の精神にのっとり、 福祉の理念が明確化され、「全て児童は、 平成28年5月の児童福祉法改正では、 愛され、 保護されること、その心身の 児 適



市内で開催した「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2015

児童

利を有する」とされた。 れることその他の福祉を等しく保障される権

関の連携強化策を図った。また、社会的課題 シンポジウムの開催や、 談・救済機関)を本年8月に開設している。 どもが自らSOSを出しやすい仕組みとして や虐待のない地域づくり、さらには本市とし の対応に加えて、子どもの貧困対策、 から自立支援まで、子どもの命と人権を守る 童対策地域協議会を強化し、児童虐待の発生 も家庭支援センターを拠点として、要保護児 の子ども相談室「ほっとルーム」(子どもの相 どもたちが健やかに育つ環境を整えるための 子育ち・子育ての環境整備をさらに進め、 にも対応していく必要があった。そのため、 ての「健康」応援都市の実現など、新たな課題 ため児童虐待防止に向けた取り組みや関係機 対策推進条例の制定などの対応を行い、 |西東京市子ども条例||を平成30年10月に施行 こた。その条例に基づく取り組みとして、 本市では、子ども施策に関する全国自治体 西東京市いじめ防止

もたちが健やかに育つ環境を整え、まち全体 するためにも、今と未来を生きる全ての子ど りたい。 にやさしいまち・西東京市」を目指してまい づくりの理念として市民と共有し、「子ども で子どもの育ちを支えるという考え方をまち 今なお繰り返される子どもへの虐待を根絶 虐待が115件

(前年度8件)、

ネグレクトが 心理的虐待

26件(前年度7件)となっており、

は、

身体的虐待が39件(前年度23件)、

心理的

度の8件を大きく上回っている。その内訳

待相談件数は表1のとおり180件で、前年 数は年々増加しており、平成30年度の児童虐 寄稿

# 切れ目のない支援で虐待防止に取り組む **「子どもたちには、** 人生最高のスタートを

川西市長 (兵庫県) 越田謙治郎

# はじめに

あり、その人口に占める65歳以上の割合が 兼ね備えた住宅都市として発展してきた。平 ている。 31 04 % 成31年3月末現在の人口は15万7778人で 住宅団地が造成され、豊かな自然と利便性を に接している。 池田市と箕面市、 塚市と猪名川町、 一西市は兵庫県の東南部に位置し、 14歳以下の人口は12・24%となっ 昭和40年代以降、 北は大阪府能勢町と豊能町 南は伊丹市に、東は大阪府 郊外型大型 西は宝

児童虐待相談の内訳 表1 (単位:人)

川西市における虐待の現状

|西市家庭児童相談室で扱う児童虐待の件

		28年度	29年度	30年度
児童虐待のあった 実世帯数		58世帯	75世帯	125世帯
虐待種別	身体的	23	23	39
	性的	1	0	0
	心理的	32	68	115
	ネグレクト	19	7	26
合 計		75	98	180

### 「こども・若者ステーション |の機能 表2

機能	根拠法令	担当部署
「子育て世代包括 支援センター」機能	母子保健法	①健康増進部 健幸政策課 ②こども未来部 こども・若者ステーション
「子ども家庭総合 支援拠点」 機能	尼童福祉法	こども未来部 こども・若者ステーション
	子ども·若者育成 支援推進法	こども未来部 こども・若者ステーション

のない支援を行う兵庫県内 未満の若者支援まで切れ

目

の相談など、おおむね40

育て支援から、

出産、

子育て期の子 引きこもり

た。文化施設と福祉・保健

の相談支援施設となっ

の縦割りであった三つの機 2で示しているように従 川西プラザ」の建設にあ 型交流施設である「キセラ 者ステーション」では、 設置している。「こども・若 公民館機能を併せ持つ複合 福祉棟3階に事務所を

心理的虐待の対象とされ、 識が高まったと分析される。 もちろん、市民の中で児童虐待についての意 大幅に増えたことに加え、学校や保育所等は が大幅に増えている。その原因は面前DVが 警察からの通報が

# こども・若者ステーションの概要

本市では平成30年9月25日に「こども・若者 を取り巻くさまざまな障壁を解消するため、 このように、児童虐待やこども・若者支援

ステーション」を開設した。



担当それぞれの専門職が綿密に連携をには、2課の母子保健担当と児童福祉して少しずつ成果も見えてきている。具体的開設して1年余りとなるが、新しい組織と

担当それぞれの専門職が綿密に連携を全妊婦に対して、これまで以上に支援が必要な妊産婦および乳幼児の早期発見・早期支援につながっている。もちろん、ステーションができる以前からもハイリスク妊婦や、定期健診を未受診の乳幼児等について情報交換し、支診の乳幼児等について情報交換し、支機能を担うようになったことによって、全ての妊婦の情報を妊娠段階からしっかりと共有することができ、切れ目ない支援へとつながった。

に、助産師の訪問や医療機関などでの体調や育児について不安などがある人し紹介をしたい。この事業は、産後のし紹介をしたい。この事業は、産後のまなサービスを提供しているが、そのまない。支援を要する家庭にはさまざ

宿泊を提供するサービスである。専門家か宿泊を提供するサービスである。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、らの相談やアドバイスを受けることにより、らの相談やアドバイスを受けることにより、の見込み以上に利用者のニーズが高い状況の見込み以上に利用者のニーズが高い状況となっている。

その他、家事や育児を行うことが困難な



キセラ川西プラザ(川西市低炭素型複合施設)

が訪問 遣 場合にサービスを提供する産後ヘル 的な窓口として「こども・若者ステーション」 るが、これらの支援を利用するための一元 育が一時的に困難となった場合に、 支援訪問、 は機能している。 ステイなども状況に合わせて提供をしてい 祉施設でお世話をする子育て家庭ショー 追や、 必要性がある家庭に対して保健 保護者がやむを得ず子どもの養 養育に関する助言等を行う養育 児童 パ 1

である。 携を図ることが大切であるが、 も家庭センターの実際のケース会議に本市 リットとなっている。 虐待事案が生じた際に一時保護について緊密 く取り組むことができているのが大きな利点 ても連携ができている。県と市という垣根な 家庭相談員が参加するなど、研修の面におい に連携をとることができるなど、 しかし、 の連携というのは以前から課題ではあった。 、西こども家庭センターも入居したため、 虐待事案に関しては、 キセラ川西プラザ内には、 特に、兵庫県川西こど 児童相談所との 異なる行政 大きなメ 兵庫県

### 今後の課題

見えてきた課題がある。

「見えてきた課題がある。

「見えてきた課題がある。

「はな事業を実施してきたが、そこで改めている。」

「はないのでは、こども・若者ステーションを開設している。」

の担当者に、 ものの、現場との連携に課題を感じることが て「こども・若者ステーション」に集約される る。市における虐待に関する通報窓口は、全 有の徹底をいかに図るのかということであ とりわけ、子どもに関わる全て ケースに応じた適切な判断と迅

まず一つ目は、

虐待通報の迅速化と情報共

その疑いを発見した機関がより早く報告をし くことも多く、 て必要な情報を迅速に共有する仕組みが必要 などを常に改善し、関係機関全体で共有して などの現場においては、子どもの異変に気付 である。その中でも、幼稚園・保育所や学校

充実に取り組んでいきたい。 一貫したケアを実現するための体制の 出産を控え心身ともに不安を抱え 支援が必要となった場合は、 妊娠期から出産、 困った際の相談先を 子育てに向けた不 産後と 早

-ムの様子

孤立を防ぐため、 う環境づくりの促進である。子育ての な支援を行えば、 そして三つ目は、子育てを支援し合 子育てグループ等の 行政としてどのよう

ŋ

こども・若者ステーションのプレイル

速な対応が求められていることから、虐待や 通報の流れやその際の対応策

5

る。 のためには、 期に支援を行う体制が必要である。そ イメージできるような準備が必要であ を明らかにして、 妊娠中から子育て期にかけての支援策 安を払拭していかなければならない 段階から、出産後、 何より大切である。その中でも、妊娠 ある。虐待を発生させない取り組みが いく必要がある。 る母親に安心して出産できる環境を整 そして二つ目は、 予防施策の充実で

たい。

報収集を行っており、 保育施設などとも関係を築くべく、 内のさまざまな子育て自主グループや民間の 談や情報提供などを行っているが、現在、 とができるよう、市民の身近な存在として相 専門員を配置しており、必要な時に子育て家 きたい。現在、ステーションには利用者支援 て団体活性化のための取り組みを進めていき 庭や妊産婦を、 活性化を図ることができるのかを検討しなが 関係機関同士のさらなる連携を進めて 必要なサービスにつなげるこ 今後はさまざまな子育 訪問や情 市

ことに対する認知度を、市民の中で上げてい ションに行けば何かがある」そのような場所 ンに行けば何とかなる」「こども・若者ステー 最高のスタートを」を掲げて、各種政策に取 は、 ション」では、若者支援や引きこもりの支援 に事業を紹介したが、「こども・若者ステー ら出産、 へと育てていきたい。 などにも取り組んでいる。 かなければならない。今回は虐待対応を中心 でのこども・若者の支援拠点である、という 「こども・若者ステーション」が、妊娠段階か 組んでいるが、「こども・若者ステーショ これらの課題を解決するためには、 私が市長就任後 産後、子育て、さらには40歳未満ま 「子どもたちには、 川西市政において 何より

